

通報規程

平成17年10月1日
17(規程)第45号
(改正)平成22年2月1日
21(規程)第49号
(改正)平成26年6月19日
26(規程)第26号
(改正)平成27年3月30日
26(規程)第153号
(改正)平成27年6月29日
27(規程)第23号
(改正)平成28年8月30日
28(規程)第32号
(改正)平成29年6月27日
29(規程)第22号
(改正)令和元年6月24日
令01(規程)第6号
(改正)令和3年3月24日
令02(規程)第126号
(改正)令和5年9月26日
令05(規程)第15号
(改正)令和6年3月28日
令05(規程)第57号

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）において、原子力機構の業務に関して行う通報に係る必要な事項及び行われた通報に関する措置等について定めることにより、コンプライアンスに反する行為の早期発見及び是正を図り、もって原子力機構の健全かつ透明性ある業務運営の促進及び社会からの信頼確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「通報」とは、通報者が、原子力機構の業務に関して、コンプライアンス（リスク管理規程（26（規程）第25号）第2条第3号に定めるものをいう。以下同じ。）に反する行為又は反すると思われる行為について、これを是正又は改善することを目的として、当該行為の内容及びこれに関する意見を告知する通報をいう。
- (2) 「役職員等」とは、原子力機構の役員及び職員のほか、原子力機構との間に雇用契約関係がある者若しくは委任契約関係がある者又は原子力機構との間に契約関係のある法人若しくは団体の従業員であって原子力機構に派遣されている者を含むものとする。

（他の規程等との関係）

第2条の2 研究開発活動に係る不正行為（研究開発活動不正行為の防止及び対応に関する規程（19（規程）第43号）第3条第1号に規定する行為をいう。）に関する告発については、同規程を、役職員等に対する不正な取引行為（不正取引行為等報告・通報規程（21（規程）第43号）第2条第1号に規定する行為をいう。）及び官製談合行為（不正取引行為等報告・通報規程第2条第2号に規定する行為をいう。）に関する通報については、同規程を適用し、この規程は適用しないものとする。

2 入札談合に関する通報の取扱いについては、契約部長が別に定めるものとする。

（役職員等の通報の方法）

第3条 通報を受領する者（通報窓口）は、人材開発部長及び人材開発部長があらかじめ指定する人材開発部に属する職員（以下これらを併せて「内部通報窓口」という。）並びに原子力機構から通報窓口の業務を受託した者（以下「外部通報窓口」という。）とする。

- 2 役職員等は、内部通報窓口に対しては電子メール、ファックス、機構メール便、郵便、面談、電話その他の適当な方法により、また、外部通報窓口に対しては電子メール又はファックスにより通報を行うことができる。
- 3 役職員等は、通報を行う場合は、法務相談であるのか、通報であるのかの混同を避けるため、通報である場合には、通報である旨を明示するものとする。
- 4 役職員等は、通報を行う場合は、可能な限り、次の各号に掲げる内容を示して通報するものとする。ただし、所属及び氏名を明らかにすることに著しい支障がある場合には、所属及び氏名、その他通報者を特定することができる情報を秘匿して、第1項の通報を行うことができる。また、人材開発部長及び外部通報窓口は、次の各号に掲げる事項のすべてが明らかでない場合であっても、通報として受領することができる。
 - (1) 通報者の所属、氏名、連絡先
 - (2) 原子力機構の業務に係るコンプライアンスに反する行為又は反すると思われる行為の具体的内容
 - (3) その行為が行われた時期（年月日等）
 - (4) その内容を知った時期（年月日等）
 - (5) その内容を知った経緯
 - (6) その内容に係る該当施設、該当組織等
 - (7) その内容を裏付ける資料、記録等の有無
 - (8) その内容をほかに知っている者の有無
 - (9) その内容に関する上司等との話合いの有無、その結果、上司等の意見及び上司の意見に対する通報者の考え
 - (10) その他通報者が示しておくことが必要と判断する事項
- 5 人材開発部長及び外部通報窓口は、受領した意見の告知の内容が、通報であるのか否か明瞭でない場合及びコンプライアンスに反する行為又は反すると思われる行為の具体的内容等が不明確である場合は、通報者に確認するものとする。
- 6 人材開発部長及び外部通報窓口は、通報者を特定することができる情報が秘匿されているため確認することが困難である場合であっても、イントラネットを用いる等して通報者に応答を求める等の措置を講じて、その具体的内容等の把握に努めるものとする。
- 7 人材開発部長は、役職員等がこの規程の内容、人材開発部の所在地、通報受付用のファックス番号及び電子メールアドレスその他の通報に関して必要な情報を容易に知ることができるよう、これらを原子力機構のホームページ及びイントラネットに掲載するものとする。
- 8 役職員等は、通報の方法、受領された通報の処理の仕組みその他通報に関する事項について、内部通報窓口又は外部通報窓口に相談することができる。

（役職員等以外の者からの通報）

第3条の2 役職員等以外の何人も、通報を行うことができる。

- 2 役職員等以外の者からの通報を受ける場合、人材開発部長及び外部通報窓口は、その者に対して、可能な限り次の各号に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。ただし、人材開発部長及び外部通報窓口は通報が匿名でなされた場合又は次の各号に掲げる事項のすべてが明らかでない場合であっても、通報として受領することができる。
 - (1) 通報者の所属、氏名、住所及び連絡先
 - (2) 原子力機構の業務に係るコンプライアンスに反する行為又は反すると思われる行為の具体的内容
 - (3) その行為が行われた時期（年月日等）
 - (4) その内容を知った時期（年月日等）
 - (5) その内容を知った経緯
 - (6) その内容に係る該当施設、該当組織等
 - (7) その内容を裏付ける資料、記録等の有無
 - (8) その他通報者が示しておくことが必要と判断する事項
- 3 前条第1項から第3項まで、第5項、第7項及び第8項の規定は、本条の役職員等以外の者からの通報に準用する。この場合において、前条中「役職員等」とあるのは、「役職員等以外の者」と読み替えるものとする。

(外部通報窓口から人材開発部長への移送)

第3条の3 外部通報窓口は、第2条の2に該当し、他の規程等(不公正取引行為報告・通報規程を除く。)が適用されると認められる意見の告知を受領した場合は、人材開発部長と協議の上、通報者にその旨を通知するとともに、人材開発部長に当該意見の告知に係る文書等を移送するものとする。ただし、匿名の意見の告知を行った通報者に対しては、通知することを要しない。

2 前項に定める移送を受けた人材開発部長は、当該意見の告知に適用されると認められる他の規程等に基づき、適切に対応する。

(誹謗中傷の禁止)

第4条 役職員等及びそれ以外の何人も、通報を行おうとする場合において、特定の個人に対する攻撃又は誹謗中傷を目的としてこれを行ってはならない。

2 人材開発部長は、受領した内容が前項の規定に反すると判断される場合は、人材開発に関する業務を統括する理事(以下「人材開発担当理事」という。)に報告をした上で、通報として取り扱わないものことができる。

3 人材開発部長は、前項の規定により通報として取り扱わないものとした場合は、匿名であるためにその通報者に連絡することができない場合を除き、その旨を通報者に通知するものとする。

4 役職員等が意図的に第1項の規定に反する行為を行ったと判断された場合には、必要に応じて調査の上で当該行為者を特定し、就業規程(17(規程)第58号)に基づく懲戒その他必要な措置を講じるものとする。

(通報妨害の禁止)

第4条の2 役職員等は、通報を行おうとする行為を妨害等してはならない。

(不利益取扱い等の禁止等)

第5条 通報者は、第4条第4項に該当する場合を除き、通報をしたことを理由として、原子力機構から解雇、降格、減給、懲戒、委任契約の解約その他不利益な取扱いを受けないものとする。通報をしたことを理由とする解雇又は委任契約の解約は無効とする。

2 原子力機構との間に契約関係のある法人又は団体の従業員が原子力機構の業務に関して通報をしたことを理由とする契約の解約は無効とする。

3 通報者は、前二項の定め又は次条の定めにもかかわらず、不利益な取扱いを受け又はプライバシー等が損なわれた場合には、その旨を通報することができる。

(通報者の保護)

第6条 通報者のプライバシーや名誉その他の人権は、これを厳重に保護する。

2 役職員等は、通報者が誰であるかを探索してはならない。ただし、第3条第6項及び第4条第4項に該当する場合において、この規程の運用に関わる役職員等が調査する場合を除く。

(関係者の秘密保持義務等)

第7条 この規程の運用に関わる役職員等は、この規程の運用に際して知り得た事項を漏らしてはならない。

2 この規程の運用に関わる役職員等は、通報者の所属、氏名その他通報者を特定することができる情報を秘匿する義務を負い、通報者を特定することができる情報を表示しておく必要がない場合にはマスキングをする等、これを開示しない措置を講じるものとする。

3 前二項の規定は、外部通報窓口に準用する。また、外部通報窓口は、通報者の同意を得た場合を除き、通報者を特定することができる情報を原子力機構に開示してはならない。

(通報者保護等の違反)

第7条の2 第5条第1項、第6条第2項、前条第1項に定める禁止行為に違反する行為があったと認められる場合は、その行為の態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、当該行為を行った者に対して、就業規程に基づく懲戒その他必要な措置を講じるものとする。

(受領した通報の役員への報告)

第8条 人材開発部長は、内部通報窓口において通報を受領した場合は、通報を受領した旨及びその内容を遅滞なく理事長、副理事長及び人材開発担当理事並びに監事に報告するものとする。なお、通報

の内容において当事者又は関係者となり得る者がいる場合は、当該者への報告は除外する。

- 2 外部通報窓口は、通報を受領した場合、通報を受領した旨及びその内容を遅滞なく人材開発部長に報告するものとし、人材開発部長は前項に準じて役員に報告するものとする。ただし、人材開発部長に報告することがふさわしくない内容の場合においては、外部通報窓口は、前項に準じ、理事長、副理事長及び監事に意見を付して報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた役員は、対応について協議の上、ふさわしいと判断する組織の長に対応を指示する。指示を受けた組織の長は、本規程の定めに基づいて対応するものとする。

(各組織の長から人材開発部長への移送)

- 第9条 各組織の長は、第2条第1号に定める通報の趣旨に適合すると思われる、又はそのおそれのある文書の送付等(理事長安全提案箱の運用について(25(達)第34号)第2条に定める安全提案を含む。)を受けた場合は、遅滞なく、人材開発部長に当該文書等を移送するものとする。
- 2 人材開発部長は、原子力機構のコンプライアンス活動をより一層推進する観点から、前項により移送を受けた文書等の内容を精査の上、通報として取り扱うことが適当と判断した場合は、当該組織の長に連絡の上、以降、通報として取り扱うものとする。

(人材開発部長から各組織の長への移送)

- 第10条 人材開発部長は、内部通報窓口が第2条第1号に定める通報を受けた場合であって、通報の内容が当該内容を担当する組織により対応が可能であると判断した場合には、当該組織の長にその通報に係る文書等を移送するものとする。
- 2 人材開発部長から移送を受けた組織の長は、対応の結果について、人材開発部長に報告するものとする。

(準用)

- 第11条 第6条及び第7条の規定は、前二条においてなされた通報に係る運用に準用する。

(通報者に対する通報受領通知)

- 第12条 人材開発部長及び外部通報窓口は、通報を受領した場合には、通報者に対して、その旨を文書、電子メール又は電話により直接通知するものとする。ただし、第3条の2第1項の通報においては、匿名の通報を行った通報者に対しては、第3項に定める場合を除き、通知することを要しない。
- 2 人材開発部長は、通報(外部通報窓口が受領した通報を含む。次条及び第16条において同じ。)が匿名による場合その他通報者が通報の到達を確認できない方法による場合においては、イントラネットへの掲載等により通報を受領したことを通知するものとする。
 - 3 第3条の2第1項の通報において、匿名による通報を行った通報者であっても、当該通報を受け付けた後に、その所属、氏名、住所及び連絡先が判明した場合には、当該通報者に通報を受領したことを通知するものとする。

(事実関係の調査の実施)

- 第13条 人材開発部長は、受領した通報について、遅滞なく事実関係の調査を行うものとする。

(改善策等の立案)

- 第14条 人材開発部長は、前条に基づき行った事実関係の調査結果を踏まえ、改善策又は是正策を講じることが必要と判断した場合は、速やかにその内容について立案するものとする。

(人材開発部長と関係組織の長との連携)

- 第15条 人材開発部長は、第13条に基づき事実関係の調査をする場合及び前条に基づき改善策等の立案をする場合は、必要に応じ、関係組織の長と連携してこれを行うものとする。
- 2 関係組織の長は、人材開発部長の行う調査及び立案に協力するものとする。

(通報等審議委員会)

- 第15条の2 通報に関する事項その他重要事項について審議及び検討を行うため、機構に通報等審議委員会を設置する。
- 2 通報等審議委員会の組織、運営その他必要な事項については、別に定める。

(調査の結果及び改善策等の報告、審議及び検討)

第16条 人材開発部長は、受領した通報に係る事実関係の調査結果及び必要な改善策又は是正策等について、通報を受領した日から遅くとも3か月以内に通報等審議委員会の審議及び検討に供するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、受領した通報について至急の改善又は是正が必要と認められた場合は、通報等審議委員会の審議及び検討を経ずに、当該業務を統括する理事又は関係組織の長に対して改善又は是正に必要な当面の措置を指示することができる。

3 人材開発部長は、事実関係の調査を行った結果、受領した通報の内容が、専ら、特定の個人に対する攻撃又は誹謗中傷であった場合その他第2条第1号に定める通報の趣旨に適合しないものであった場合は、その理由の概要を理事長、副理事長、人材開発担当理事及び監事に報告の上、匿名による通報であってその通報者に連絡することができない場合を除き、通報者に通知するものとする。

(改善策等の実施)

第17条 人材開発部長は、第14条に基づき立案し、前条に基づき通報等審議委員会の審議又は検討に供した改善策又は是正策について、理事長及び副理事長にその内容を報告する。

2 理事長は、通報等審議委員会の審議結果を尊重し、改善又は是正が必要と認められる場合には、当該業務を統括する理事又は関係組織の長に対して改善又は是正に必要な措置を指示するものとする。

3 監事は、理事長の行う改善又は是正措置について異議があるときは、意見を付することができる。理事長は、この場合において監事の意見を尊重するものとする。

4 第2項に基づく理事長の指示を受けた者は、それぞれの所掌において速やかに改善又は是正に必要な措置を講じるものとする。

(通報者への通知)

第18条 人材開発部長は、内部通報窓口が受領した通報について、匿名による通報の場合であってその通報者に連絡することができないときを除き、通報者に対し、当該通報に係る通報等審議委員会における審議及び検討の結果の概要を通知するものとする。

2 人材開発部長は、外部通報窓口が受領した通報について、外部通報窓口に対し、当該通報に係る通報等審議委員会における審議及び検討の結果の概要を通知するものとする。

3 外部通報窓口は、前項の通知を受けた場合は、匿名による通報であってその通報者に連絡することができない場合を除き、通報者に対し、当該通報に係る通報等審議委員会における審議及び検討の結果の概要を通知するものとする。

(役職員等への周知)

第19条 人材開発部長は、通報等審議委員会が必要と認められた場合には、役職員等に対し、通報等審議委員会で審議した通報の概要及びその審議及び検討の概要をイントラネットに掲載し周知するものとする。ただし、受領した通報の内容が、専ら、特定の個人に対する攻撃又は誹謗中傷である場合は、この限りではない。

(運用に必要な事項の制定)

第20条 この規程の運用について必要な事項については、人材開発部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成22年2月1日21(規程)第49号)

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日26(規程)第20号)

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

附 則(平成27年3月30日26(規程)第153号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月29日27(規程)第23号)

この規程は、平成27年6月30日から施行する。

附 則(平成28年8月30日28(規程)第32号)
この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成29年6月27日29(規程)第22号)
この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和元年6月24日令01(規程)第6号)
この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日令02(規程)第126号)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月26日令05(規程)第15号)
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日令05(規程)第57号)
この規程は、令和6年4月1日から施行する。